

中野区バリアフリー
交通安全特定事業計画
東中野・落合地区

平成28年2月
東京都公安委員会

中野区バリアフリー基本構想における重点整備地区 「東中野・落合地区」の交通安全特定事業計画

「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」第3条（基本方針）及び第36条（交通安全特定事業の実施）に基づき、中野区バリアフリー基本構想に即して、重点整備地区「東中野・落合地区」における交通安全特定事業計画を下記のとおり定める。

記

1 交通安全特定事業を実施する道路の区間（位置図参照）

道路の区間				生活関連施設	
No.	路線	通称	区間	特定旅客施設	連絡する施設
①	都道 317 号線	山手通り	東中野 2 丁目 1 番先から 東中野 4 丁目 30 番先まで	J R 東中野駅 都営大江戸線 東中野駅 東京メトロ 落合駅	
②	主要地方道 25 号線	早稲田通り	東中野 3 丁目 20 番先から 東中野 5 丁目 23 番先まで		落合郵便局
③	都道 433 号線	大久保通り	東中野 1 丁目 9 番先から 中央 1 丁目 12 番先まで		東中野地域包括支援センター
④	主要幹線道路 3 号	区検通り	東中野 1 丁目 5 番先から 東中野 5 丁目 29 番先まで		
⑤	区道 26 - 240		東中野 4 丁目 4 番先から 東中野 4 丁目 1 番先まで		アトレヴィ東中野
⑥	区道 26 - 320、 26 - 330		東中野 5 丁目 4 番先から 東中野 5 丁目 1 番先まで		ユニゾンモール東中野
⑦	区道 26 - 320		東中野 5 丁目 2 番先から 東中野 5 丁目 1 番先まで		
⑧	区道 26 - 220		東中野 1 丁目 59 番先から 東中野 1 丁目 51 番先まで		
⑨	区道 26 - 190		東中野 1 丁目 57 番先から 東中野 1 丁目 25 番先まで		東中野図書館
⑩	区道 24 - 800、 24 - 870	桜山通り	東中野 3 丁目 1 番先から 東中野 3 丁目 4 番先まで		桜山公園
⑪	区道 24 - 940		東中野 3 丁目 1 番先から 東中野 3 丁目 16 番先まで		ライフ東中野店
⑫	区道 24 - 970		東中野 3 丁目 9 番先から 東中野 3 丁目 11 番先まで		
⑬	区道 26 - 300、 26 - 310		東中野 4 丁目 25 番先から 東中野 4 丁目 28 番先まで		東中野区民活動センター、すみよし公園
⑭	区道 26 - 170		東中野 1 丁目 1 番先から 東中野 5 丁目 23 番先まで		

2 道路の区間ごとの交通安全特定事業の内容及び実施予定期間

(1) 路線別

No.	路線	事業内容	実施予定期間
①	都道 317 号線	信号機の改良（音響機能の整備）	平成 28～32 年度
②	主要地方道 25 号線	信号機の改良（音響機能の整備）、 横断歩道の整備	同上
③	都道 433 号線	信号機の改良（音響機能の整備）	同上
④	主要幹線道路 3 号	信号機の改良（音響機能の整備）、 横断歩道の整備	同上

(2) 全路線共通

事業内容	実施予定期間
1 道路標識及び道路標示の設置に関する事業 (1) 道路標識の超高輝度化による視認性向上 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (2) 道路標示の適切な補修 必要に応じて実施（道路標識の高輝度化は既に実施済） (3) エスコートゾーンの整備（注 1） 必要に応じて実施 2 違法駐車防止のための事業 (1) 横断歩道及びバス停留所付近の違法駐車車両の指導取締りの実施 (2) 歩道及び視覚障害者誘導用ブロック上の自動二輪車等の違法駐車指導取締りの実施 (3) 違法駐車行為の防止についての広報活動及び啓発活動の実施	平成 28～32 年度 (継続的に実施)

(注 1) 横断歩道であることを表示する道路標示であって、視覚障害者の誘導を行うための線状又は点状の突起を設けるもの。

3 その他交通安全特定事業の実施に際し配慮すべき重要事項

(1) 関係機関との連携の強化

交通安全特定事業の実施に当たっては、相互の事業の進捗状況を確認するための関係機関との意見交換を行うとともに、定期的に事業の検討及び点検を行う。

(2) 周辺の交通規制等との整合性の確保

信号機の整備に当たっては、周辺の既設信号機及び横断歩道の位置を把握し、隣接信号機との系統制御を確保するとともに、歩行者の動線によっては信号機、横断歩道の移設等を検討する。

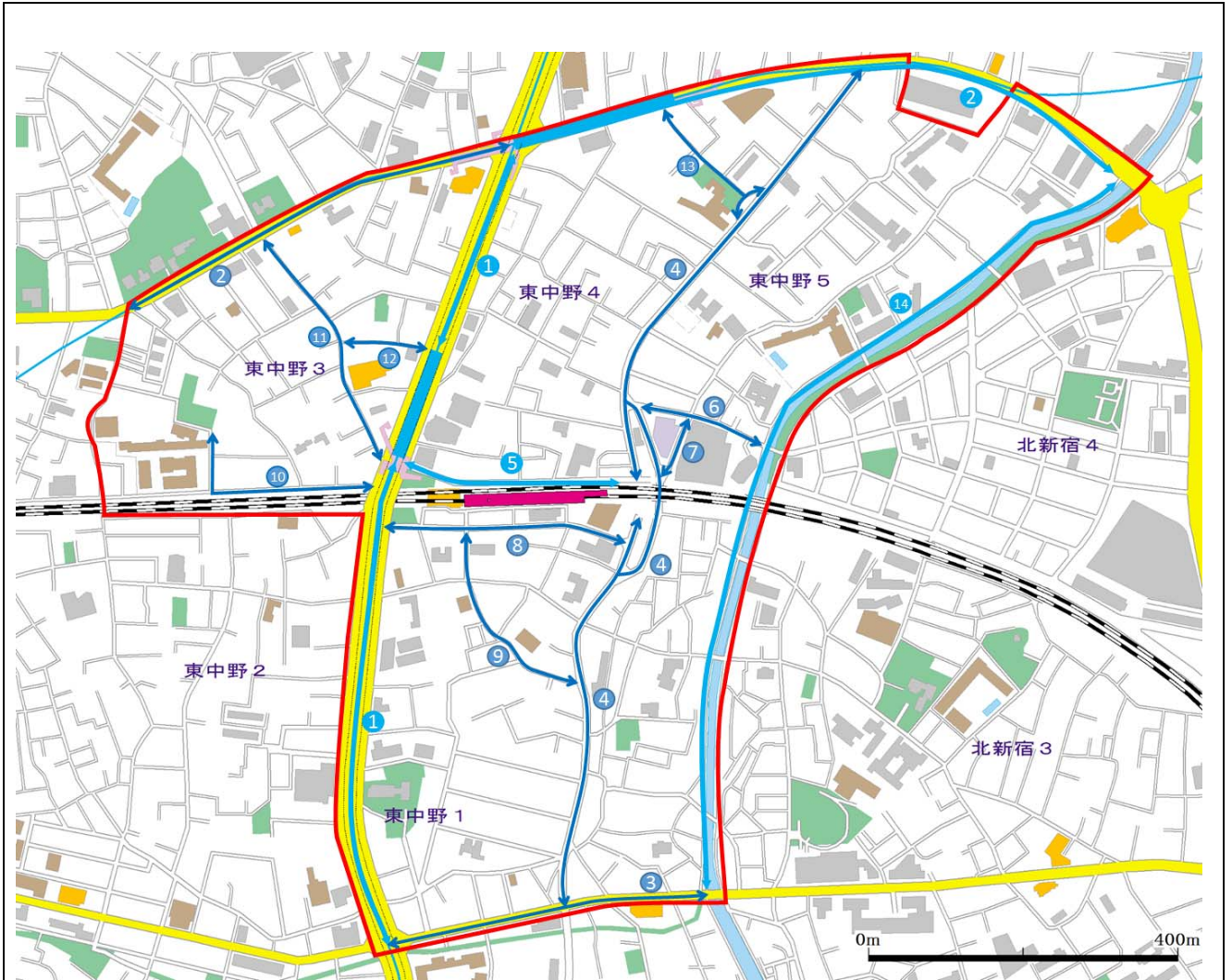
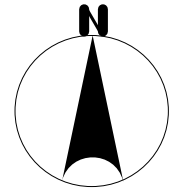
また、交通規制の実施に当たっては、周辺道路へ与える影響を常に調査し、交通流の整序化等が図られるよう、周辺の交通規制等について、必要な見直しを実施する。

(3) 違法駐車行為の防止のための事業における配慮事項

違法駐車車両の指導取締りに加え、違法駐車行為の防止に資する事業について、関係機関と連携して重点的かつ計画的に実施する。




位置図

区市町村名	中野区
重点整備地区名	東中野・落合地区



地図調製 (株) 昭文社

<凡例>

-  : 重点整備地区
-  : 道路の区間 (新設生活関連経路)
-  : 道路の区間 (既設生活関連経路)